

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社シンカ			コード	149A				
提出日	2025/3/11	異動（予定）日		2025/3/27					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）								

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	阿久津 聰	社外取締役	○													○	有
2	三木 聰	社外取締役	○													○	有
3	平松 直樹	社外監査役	○													○	有
4	山添 千加美	社外監査役	○													○	有
5	田邊 愛	社外取締役	○													○	新任 有
6	高橋 京子	社外監査役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当事項についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	社外取締役阿久津聰は、業務執行を行なう当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。マーケティングやブランド戦略等の研究を通じた専門的な知識と造詣を有しております。さらに、様々な種類の会社の社外取締役を歴任し、会社経営に関する実地経験も豊富であることから、当社経営陣に対して客観的な助言や提言をいただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2	該当事項はありません。	社外取締役三木聰は、業務執行を行なう当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております、これらを基に当社経営陣に対して客観的な助言や提言をいただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	該当事項はありません。	社外監査役平松直樹は、税理士としてM&Aやグローバル投資案件、税務戦略や資本政策支援などの幅広い経験と知見を有しております、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監視を行なうと期待し、社外監査役として選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4	該当事項はありません。	社外監査役山添千加美は、公認会計士として長年活躍されてきた実績や、財務・会計に関する専門的な知識を有しております、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監視を行なうと期待し、社外監査役として選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	該当事項はありません。	社外取締役田邊愛は、業務執行を行なう当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。法律事務所にて活躍する傍ら上場会社の社外取締役と社外監査役を歴任してきており、法律の専門家として企業法務やそれらに付随することに幅広く精通していることから、当社経営陣に対して客観的な助言や提言をいただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6	該当事項はありません。	社外監査役高橋京子は、大手保険会社で培われたコーポレートガバナンスや監査業務の経験や知見、および他社での取締役や監査役の経験に基づき、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監視を行なうと期待し、社外監査役として選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

## 4. 補足説明

（※1）社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

（※2）役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行なっている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

（※3）本人が各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者は各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

（※4）a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

（※5）独立役員の選任理由を記載してください。